

海洋管理協議会 (MSC)

MSC 漁業規準

持続可能な漁業のための 原則と基準

バージョン 1.1 - 2010年5月1日

この文書は承認された英語の原本を翻訳したものです。不明瞭な翻訳による曖昧点や疑問点については、MSCの正式文書である英語版に準拠することとします。MSCの規準とその関連文書に関するすべての事柄についての最終決定権はMSCが有します。本文書の英語版はMSCウェブサイト：http://www.msc.org/documents/scheme-documents/msc-standards/MSC_environmental_standard_for_sustainable_fishing.pdf/view からダウンロードいただけます

本規準の責任の所在について

本規準は、認定された第三者認証機関が、MSC の適切に管理された漁業のための原則と基準に基づいて漁業認証審査を行う際に国際的に使用されることを目的に策定されたものである。

本規準は現行のものであり、適宜見直しを行うものである。

MSC の環境基準は、1997 年から 1999 年の関係者との国際的な協議により策定された。この協議には、8 つの地域作業部会と 2 つの専門家草案会議が含まれ、世界中の 300 以上の団体と個人が携わった。

発行後の改訂履歴

バージョン	日付	改訂内容
1999 年 12 月 原案公開		
1	2002 年 11 月	第 1 版 - 正式発行
1.1	2010 年 5 月 1 日	体裁の変更、著作権と文書管理に関する情報の追加

MSC 持続可能な漁業のための原則と基準

MSC の中核には、「持続可能な漁業のための原則と基準」があります。これは、第三者機関による、独立した、任意申請の認証制度の規格として使用されます。この原則と基準は、広域かつ国際的な協議を通じ、漁業利害関係者の意見を集積することによって設けられました。

これらの原則は、持続可能な漁業が下記に基づくべきであるとの認識を反映するものです。

- 漁獲対象魚種の健全な個体群の維持と回復
- 健全な生態系の維持
- 関連する生態学的、技術的、経済的、社会的、環境的、及び商業的側面を考慮した、効果的な漁業管理体制の確立と維持
- 関連する地域や国内の法律と規範、及び国際的理解と合意の順守

この原則と基準は、海洋資源の持続可能な利用と保全という目標達成のための管理努力には、漁労から糧を得る人々を含む、全漁業関係者間の最大限の協力が不可欠だということを認識、重視し構成されています。

この原則と基準に準拠する漁業は、認定された独立認証機関による認証を任意で受けることができます。加工業者、取引業者、小売業者は、認証を受けた漁業からの水産物だけを購入することが期待されます。そうすることで、消費者は、注意深く管理された持続可能な漁業からの水産物を、安心して購入することができるようになります。これはまた、市場が持続可能な方向へ進む動機になり、漁業資源の豊かさに頼る漁師や漁業にとっても有益なことなのです。同様に、加工業者、取引業者、小売業者にとっても、認証を受けた水産物を扱うことで、将来の継続的な供給が保証され、自らの事業の持続可能性もまた保証されるという利点があります。

MSC は漁業の規模を問わず、この認証制度への平等な参加を促進しています。すべての認証において、漁業の規模、範囲、形態、場所、集約度、資源の特徴、他の生態系への影響が検討されます。

MSC はさらに、生態系の持続可能性と矛盾しない範囲で、食料と収入を漁労に頼る人々の長期的な利益を維持、尊重することの必要性、またその漁業の管理と操業が、国内及び国際的な規定に沿っておこなわれ、同時に MSC の原則と基準に準拠したものであることの重要性を認識しています。

はじめに

ここで示されている原則と基準は、MSCの世界規模での持続可能な漁業の発展を目指す活動の手引となることを目的として設けられたものです。この原則と基準は、MSC認証における持続可能な漁業とは以下に基づくべきである、との理解のもと設けられたものです。

- 適切な水準においていつまでも続けられる
- 生態系の健全さと豊かさを保ち、またそれらを最大にする
- 漁業が依存するところの生態系の多様性、構造、機能、及びその生息域の質を維持し、漁業による悪影響を最小限に留める
- 地域、国内、及び国際的な法や規定を守り、責任ある方法で管理、操業を行う
- 現在及び将来の経済的、社会的な選択肢と利益を維持する
- 社会的、経済的に公正で、責任ある方法で行われる

この原則は、水産資源管理の主導において、最も重要な基本理念を表しています。つまり、持続可能な漁業という目標達成に寄与する行動を促進するために、市場原理を働かせることです。また、この原則がMSC制度の下で認証取得を目指す漁業者の評価に使用される、詳細な基準の基盤となっています。その主たる目的は世界の漁業の生態学的健全性ではありますが、原則には漁業の人的、社会的要素も含んでいます。これらのことが効果的に実施されるためには、入手し得る最良の情報に基づく、開かれた、公正で、すべての関連する法的責務を満たした仕組みが必要となります。これらの原則が適用されるこの認証制度は、いかなる漁業にも、持続可能な漁業活動の取り組みを立証する機会を与え、最終的には、この取り組みが、市場において利益をもたらすことを目的としています。

適用範囲

MSCの原則と基準の適用範囲は、漁獲物が水揚げされる時点までの漁業活動であり、それ以降は含みません。しかし、認定された認証機関が、水揚げ後の取り扱いに関する重大な懸念について通知を受けることがあります¹。

MSCの原則と基準は、現段階では漁業（貝類、甲殻類、頭足類を含むが、これに限るものではない）に限定されています。養殖や他の種属の漁獲は現在のところ含まれません。

漁獲枠の割り当てや海洋資源の利用権に関する問題に関しては、この原則と基準の範囲外とします。

¹ 他の補足的認証制度（例えば ISO 14000）が、MSC認証取得製品に関する水揚げ後の影響を評価し、文書化する機会を提供しています。適切にこれらの懸念に対処するための建設的な解決法は、認証機関やその他の関連機関との話し合いを通して見つける必要があります。

原則1：

漁業は、漁獲対象個体群の過剰漁獲や枯渇をひき起こさない方法で行われなければならない。また、枯渇状況にある個体群については、その回復を明確に論証できる方法で漁業が実施されなければならない²。

趣旨：

この原則の趣旨は、資源の生産能力を高水準に保ち、それが、短期的な利益のために犠牲となることを確実に防ぐことである。それにより、漁獲対象個体群は、生産性の保持、誤りや不確実性を受容する安全性の余地の提供、長期に渡る生産能力の回復と維持、を目的とする、高水準な豊富さが保たれることになる。

基準：

1. 漁業対象個体群の高い生産性と、その将来の生産力に関わる生態環境を継続的に維持できるレベルで、漁業は行われなければならない。
2. 漁獲対象個体群が枯渇している場合、一定期間内に、その回復と再生が定められたレベルに達するように、予防手段及び、その個体群の長期的な潜在生産能力と調和した方法で漁業を行うこと。
3. 年齢や遺伝子構成、雌雄比率が変わることで、再生産能力が損なわれることのない程度で、漁業を行う。

原則2：

漁業活動は、漁業が依存する生態系（生息域や相互依存種、生態学的関連種を含む）の構造、生産力、機能、多様性を維持できるものでなければならない。

趣旨：

この原則の趣旨は、漁業が生態系に与える影響を査定し抑制するための仕組みのもとで、生態系の観点による漁業管理を促進させることである。

基準：

1. 漁業は、自然な種間の相互作用関係を維持する方法で実施し、食物連鎖や生態系の変動を引き起こすものであってはならない。

² 原則と基準が表示される順序は、重要性の順を表すものではなく、認証者が漁業者の審査を行う際の論理的な案内となるように意図されたものです。MSCの原則が遂行されるための基準は、関連する新たな情報、技術、及び付加的協議に照らして見直され、適宜、改訂されます。

2. 漁業は、遺伝子レベル、種レベル、または個体群レベルでの生物多様性を脅かさぬように行い、絶滅危惧種や保護対象種への殺傷を避ける、あるいは最小限にとどめること。
3. 漁獲対象個体群が枯渇している場合、予防原則に従い、また、個体群の長期的な生産能力を考慮して、回復と再生が、一定の期間内に一定の水準に達するように、漁業を実施する。

原則3：

漁業は、地域や国内、国際的な法と規制を尊重した、また、責任ある持続可能な資源利用を義務付ける制度及び運営体制を有する、効果的な管理システムが必要である。

趣旨：

この原則の趣旨は、原則1と2を実施するための、その漁業の範囲と規模に応じた、制度上、操業上の体制を確保することである。

A. 管理システム基準：

1. 漁業は、国際的合意に対し問題の多い、一方的な免責規定のもとで行われてはならない。

管理システムは：

2. MSCの原則と基準に則し、明確な長期目標を示すべきである。またこれには、すべての関係者や影響を受ける者が、関連情報（地域の情報も含む）を考慮することのできる、透明性のある協議プロセスを含むべきである。また、漁業管理上の取り決めが、生活を漁業に依存するすべての人々（自給自足、小規模で、漁業に依存するコミュニティを含むがこれに限らず）に与える影響は、この協議プロセスの中に取り込まなければならない。
3. 漁業の文化的背景や、規模、程度に相応しいものでなければならない。また、それは、明確な目的を反映し、運用基準を含み、実施手続きと活動状況の監視と評価及び、調査結果への対応プロセスを含むものでなくてはならない。
4. 漁業に食料と生計を依存する人々の法的、慣習的権利、及び長期的利益を、生態学的持続性と合致する方法において、尊重する。
5. システム内で生じる論争解決のための適正な仕組みを組み入れる³。

³基本的には、相当数の利害関係者を含む、顕著で規模が大きな論争の対象である漁業は、漁業認証に不適格です。

6. 持続可能な漁業に貢献する、経済的、社会的インセンティブを提供し、持続可能ではない漁業を助長するような助成金によって運営しない。
7. 特に、科学的不確実性が関わる場合には、予防的アプローチを用いて、入手し得る最良の情報に基づいて、臨機応変に対処する。
8. 漁業の規模や集約度に見合った、調査計画を組み込む。これは、管理における情報の必要性を示し、調査結果を全関係者に速やかに公開する。
9. 資源の生物学的状態と漁業による影響の、継続した、また、定期的な評価を必要とする。
10. 以下を含む（ただし、必ずしもこれに限定されない）資源の利用程度を明白に制御する方法と戦略を明記する。
 - a) 対象個体群、及び生態系の高い生産能力を維持でき、また対象種の漁獲の過程において、もしくはその結果として捕獲され陸揚げされた非対象種（あるいは対象外の大きさ、魚齢、性別）を考慮した漁獲量の設定
 - b) 生息域、特に産卵場所、稚魚の生育域など不安定で敏感な区域への悪影響を最小限にとどめる適切な漁法の特定
 - c) 枯渇した魚の個体群を、一定の期間内に一定の水準に回復・再生すること
 - d) 定められた漁獲量に達した場合、適切に漁獲を制限または停止する仕組み存在
 - e) 必要な場合には、非捕獲域の設定
11. 設定された漁獲量が超過しないようにする、また、超過が起きた場合への対策が含まれている、効果的な法規遵守、監視、管理、査察、実施のための、適切な手段を備える。

B. 運営上の基準

漁業活動は：

12. 非対象種（及び、対象外サイズ、年齢、または、対象種の雌雄）の漁獲を、避けるように考案された漁具と漁法を利用する。混獲が避けられない場合には、死亡率を最小限にとどめ、生きたまま放流できないものについては、廃棄数を減らす。
13. 生息地（特に、産卵場や稚魚の成育場所など、不安定で敏感な区域）に与える悪影響を最小限に抑えるように考案された、適切な漁法を用いる。
14. 毒物や爆発物を使うような破壊的漁法を用いない。

15. 漁業活動は、漁具の紛失、オイル漏れ、船上での漁獲物の損傷などの、作業中の廃物を最小限にする。
16. 漁業活動は、漁業管理システムと、すべての法律上、行政上の要求に則した方法で行う。
17. 漁業活動は、管理当局が、資源と漁業の効果的管理のために行う、漁獲や廃棄などの重要な情報の収集を支援、協力する。